

特別弔慰金を受けられる遺族の範囲と順位

特別弔慰金は、援護法による弔慰金の受給権を取得した者（弔慰金受給権者）に支給されます。

また、基準日において、弔慰金受給権者が死亡等の失格事由に該当する場合は、次の「特別弔慰金の支給順位表」の順番による最先順位の転給遺族一人に支給されます。

特別弔慰金の支給順位表

順位	対象者	支給要件	
1	弔慰金受給権者 (弔慰金受給権者とみなされる者を含む)	配偶者の場合、次の要件を全て満たすこと。 1 弔慰金の受給権取得後、 遺族以外 の者と改氏婚や事実婚をしていないこと。 2 戦没者等の死亡後、 遺族以外 の者と事実上の婚姻関係にあつて弔慰金の受給権を取得した配偶者は、弔慰金の受給権取得時に戦没者等の子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹がいないこと。	
2	転給遺族	子	
3		次の要件を全て満たすこと。 1 戦没者等の死亡当時、戦没者等と生計関係を有していること。 2 基準日において、 遺族以外 の者の養子になっていないこと。 (戦没者等の死亡日前の養子縁組を除く。) 3 基準日において、 遺族以外 の者と改氏婚及び事実婚をしていないこと。 (戦没者等の死亡日前の婚姻関係を除く。)	
4			父母
5			孫
6			祖父母
7			兄弟姉妹
8			父母
9			孫
10			祖父母
11			兄弟姉妹
12			上記以外の三親等内親族
	上記以外の三親等内親族	戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上戦没者等と生計関係を有していた者で、かつ、戦没者等の葬祭を行った者	
	上記以外の三親等内親族	戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上戦没者等と生計関係を有していた者で、戦没者等の葬祭を行わなかった者	

【注意事項】

- 支給対象遺族は、戦没者等の死亡当時、生まれていなければなりません。
なお、子については、戦没者等の死亡当時の胎児も含まれます。
- 基準日において、次のいずれかに該当するときは、特別弔慰金の受給権を有しません。
 - ① 死亡している者
 - ② 日本国籍を有していない者
 - ③ 離縁により戦没者等と親族関係が終了している者